

岩手県告示第610号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成21年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
医療法人日新堂八角病院	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地190	平成24年7月17日